

「ご意見受付フォーム」に寄せられたご意見等に対する本学の考え方

※問番号は便宜上、付したものであり、重要性や優先度等の意味を持たせたものではありません。

I. 授業料改定の背景と必要性に関する質問

問1 なぜ今、授業料の改定に踏み切らなければならないのか、その切迫した理由は何ですか。国立大学は経済状況に関わらず学べる場であるべきという理念、および在学生や卒業生からの断固たる反対意見がある中で、大学の最終的な決断理由を説明してください。

(答)

国立大学を取り巻く財政状況の厳しさと、物価高騰などの社会情勢の変化により、学生の教育環境の維持・向上に重大な支障を来しかねないため、不可避かつ責任ある決断として改定を決定いたしました。

国立大学の法人化以降、国からの運営費交付金は実質的に減額されており、近年は全体額が横ばいであっても、一部が競争的資金化されるなど、大学の裁量で利用できる部分が実質的に減少しています。

さらに、昨今の物価高騰、特に電気代の高騰や賃上げといった社会情勢の変化が重くのしかかり、既存の財源だけでは教育研究環境の維持・改善・整備・拡充ができず、学生に不利益が生じると判断いたしました。これ以上、現状の改善を先送りすることはできません。教育環境の維持・向上のためには、約 20 年間据え置かれてきた授業料の改定が必要であると判断いたしました。

問2 授業料改定に踏み切る前に、運営費交付金の増額など、国や政府に対して十分な財源確保の要求や強い働きかけを行ったと言えるのでしょうか。財源不足の解消を学生の負担に転嫁しているのではないかという批判に対し、大学の姿勢を説明してください。

(答)

大学として、国への働きかけは継続的に行っております。国立大学全体が厳しい財政状況にある中で、本学は国立大学協会を通じて国への働きかけを行っているほか、文部科学省や財務省、さらには地元の国会議員や県行政を通じた働きかけも行っています。

今回の財政状況の悪化は、運営費交付金の実質的な減少に加え、物価高騰や賃上げといった社会構造上の要因が主であり、国に対して運営費交付金の増額や高等教育への公的投資の拡充を強く要求する責任を負っていると認識しております。しかし、喫緊の教育研究環境の整備拡充が不可欠な状況であるため、授業料改定という方法も併せて実施するものです。

問3 近隣や都市圏外の他の国立大学が改定を行わない中で、山口大学が単独で値上げを行う理由は何ですか。これにより志願者が減少し、地域の評判が低下するリスクについてどのように考えているのでしょうか。

(答)

今般の授業料改定の決断に至った背景には、学生の教育環境の維持・向上に重大な支障を来しかねないという、切迫した現状認識がありました。既存財源だけでは、

学生の教育研究環境の維持・改善や整備・拡充ができず、学生に不利益が生じると判断しました。これ以上、現状の改善を先送りすることはできません。

このような背景から、本学独自に改定の決断を下したところです。

問4 山口大学の授業料を値上げしなければならない、具体の事例は何ですか。

(答)

教室の雨漏りや、人工芝が捲れたテニスコート、老朽化が著しい学外施設や壊れたままの屋外照明等、学生生活に不自由を強いていると認識しています。

このほか、本学では、今後の教育研究設備の減価償却額が毎年10億円程度を見込まれているものの、それを改善するための財源の確保もままならない状況です。

問5 総合型選抜の出願・試験が既に終わっているこの時期に授業料改定を公表するのはなぜですか。受験生や保護者への背信行為であり、不誠実ではないかという批判について、大学の見解を求めます。

(答)

受験生の皆様にとって、総合型選抜の合格発表前という大切な時期に、このような重い決断をお伝えすることになった点について、まずは心よりお詫び申し上げます。

令和8年度の入学者から、在学期間中のより高いレベルの教育研究環境を提供するという方針を定める以上、令和8年度総合型選抜の合格発表前までには授業料改定の内容を決定・公表する必要があると考え、このタイミングでの公表に至りました。

問6 授業料改定の決定プロセスが「拙速であり対話が不足している」という批判が聞こえます。これは一方的でトップダウン的に思えますが、この決定プロセスは適切に行われたのでしょうか。また、「意見を募りました」という形式だけで、学生や教職員との対話や合意が十分ではないと思える方法について、どのように考えていますか。

(答)

この度の授業料改定に関する検討及び公表のプロセスについて、情報公開とその浸透や対話の機会が十分ではなかったこと、また、決定・公表までの展開が急であったとのこと指摘は、真摯に受け止めます。

しかし、この急を要する決断に至った背景には、学生の教育環境の維持・向上に重大な支障を来しかねないという切迫した現状認識がありました。また、決定までには、昨年夏、今年夏の各部局と理事・副学長との懇談会で部局の意見を伺った後に複数回の部局長会議、教育研究評議会、経営協議会、役員会を経ており、正式な大学の意思決定手順に従っています。最終的に、令和8年度の総合型選抜の合格発表までに改定内容を決定・公表することが、未来の入学者に対する責務を果たすため不可避であったため、急な展開となりました。

今後は、より丁寧に情報公開を進め、「対話と合意」を大切にしていきたいと思います。そのための方策として、授業料改定分を進める教育研究環境の整備については、整備内容とともに整備に要した金額等についても、適時適切に本学ホームページ等を通じて、学生を含む学内構成員、さらには社会に対して情報公開を進めてまいります。

また、整備に当たっては、学生の声に耳を傾け、要望を尊重してまいります。

(問6に関連して)「切迫した現状認識」といいますが、令和7年度になって突然状況が変わったわけではないのでしょうか。

(答)

財政状況の厳しさは、法人化以降の運営費交付金の実質的な減少という長年の構造的な問題に起因している部分があります。本学としては、これまでも収入増や支出抑制に努めてまいりましたが、その努力が限界を迎えたのが、まさに直近の状況です。

問7 授業料の値上げに関して、大学側は具体的にいつから議論を開始し、どのような経緯でこの決定に至ったのでしょうか。

(答)

授業料改定については、令和6年度、令和7年度の「学長・理事と部局長との懇談会」においても意見交換を行うとともに、執行部間でも意見交換を密に行ってまいりました。

本年9月25日には「学長メッセージ」を公表し、「授業料を改定する準備を進める」ことを公表しましたが、それに先立ち、9月9日の教育研究評議会、9月24日の経営協議会を開催し、意見交換をしています。また、9月25日の「学長メッセージ」にあわせて、「ご意見受付フォーム」を開設しました。

10月7日の部局長会議の後、10月8日には「授業料改定に関する学生説明会」を開催しました。今回の授業料改定は、在学生を対象としたものではないものの、令和9年4月以降、大学院博士前期課程(修士課程、専門職学位課程)に進学する方を授業料改定の対象とする予定であったことから、本学の大学院博士前期課程に進学する者が最も多い工学部の学生に、授業料改定に向けた大学の決意と約束をお伝えし、ご理解とご協力をお願いするとともに、令和9年4月以降の大学院進学に向けた準備をお願いしたいと考え、常盤地区で開催することとしました。

それ以降、10月14日の教育研究評議会で協議、10月15日には、学生説明会での説明を録画した動画及び関係資料をオンラインで学生・教職員に公開しました。

そして、10月23日の経営協議会及び役員会を経て、10月29日に学長が決定(決裁)し、10月30日に公表しました。

問8 授業料の改定に関して高等学校等の意見は聞いていますか。聞いている場合はどのような反応でしたか。

(答)

各高等学校等を訪問して意見交換することについては、大学執行部でも検討しました。結果的に、県内外のすべての高等学校を訪問することは不可能であり、公平性の観点から実施しないという結論に至りました。

今後、改定内容をホームページや入試関連情報ページ等を通じて受験生や志願者にお知らせし、本学の信念と決断をご理解いただけるよう努めてまいります。

問9 令和8年度入学を考えている受験生や保護者に対して、いつ、どのように周知を行うのでしょうか。

(答)

今般の授業料改定の対象となる令和8年4月入学者に対しては、改定内容をホーム

ページや入試関連情報ページ等を通じて情報発信を進めてまいります。

問 10 決定プロセスや説明不足により、在学生や教職員から不信感や反対の声が上がっています。この状況で、大学として十分な理解を得られていると考えているのでしょうか。

(答)

今般の授業料改定の決断に至った背景には、学生の教育環境の維持・向上に重大な支障を来しかねないという、切迫した現状認識がありました。既存財源だけでは、学生の教育研究環境の維持・改善や整備・拡充ができず、学生に不利益が生じると判断しました。

在学生、教職員から反対の声が上がっていることは承知しています。理解いただいている在学生、教職員の割合がどのくらいか、との評価は難しいのですが、全体としては大多数に理解をいただいていると考えています。

今後、より丁寧に情報公開を進め、「対話と合意」を大切にしていきたいと思います。そのための方策として、授業料改定分を進める教育研究環境の整備については、整備内容とともに整備に要した金額等についても、適時適切に本学ホームページ等を通じて、学生を含む学内構成員、さらには社会に対して情報公開を進めてまいります。また、整備に当たっては、学生の声に耳を傾け、要望を尊重してまいります。

(問 10 に関連して) 学生は反対集会やデモ行進を行い、教職員有志からは「関係者との十分な『対話と合意』の機会の設定」を求められていますが、学生及び教職員と合意ができていると考えていますか。

(答)

大学の決定プロセスについて一部の方から不信感が示されていることを認識しておりますが、私たちは、学生説明会や「ご意見受付フォーム」を通じて寄せられた、学生の声を尊重し、増収分をどのように教育研究環境の整備に充て、学生へ還元していくかを、整備内容と金額を含め適時適切に情報公開していくことで、皆様からのご理解をいただけるよう努めてまいります。

なお、決定プロセスそのものは、昨年、今年と 2 年にわたる部局と学長・理事・副学長との懇談会での全ての部局との意見交換を経て部局長会議、教育研究評議会、経営協議会、役員会と大学の意思決定の過程を経ていきますので、適切なものであると考えています。

(問 10 に関連して) 今後、学生との対話を継続する予定はありますか。

(答)

継続的な対話により、授業料改定によって得られる増収分の使途について、学生の要望を集め、尊重し、整備内容とともに、整備に要した金額を適時適切にホームページ等を通じて継続的に情報公開することとしております。

この徹底した透明性の確保こそが、学生の皆様との信頼関係を再構築し、ご理解をいただくための最重要の取り組みであると考えております。

カリキュラムや大学施設・設備等についての学生の要望の聴取を含め、学生との対話の機会は積極的に設けていく方針に変わりはありません。

Ⅱ. 授業料改定の内容（学生関係）

問 11 具体的な授業料改定額と、学士課程および大学院博士前期課程の適用開始時期を改めて教えてください。また、現在の在学生の授業料は卒業まで変更されないという認識で間違いないでしょうか。

（答）

授業料は標準額（535,800 円）に 20%を上乗せし、年額 642,960 円（107,160 円増）に改定します。

適用時期は、

①学士課程（学部・学環）：令和 8 年 4 月入学者より適用。

②大学院博士前期課程（修士課程、専門職学位課程含む）

：令和 9 年 4 月入学者より適用。

③大学院博士後期課程：現行どおりとし、改定は行いません。

なお、現在の在学生の授業料は変更されません。また、入学料、検定料の改定も行いません。

問 12 改定後の授業料が適用されるのはいつからですか。現在の在学生（学部生、大学院生）も同時に値上げされるのでしょうか。特に編入学生や大学院進学予定者への適用時期について、詳しく説明してください。

（答）

まず、令和 8 年 4 月に入学する学部（学環）学生（学士課程）から適用します。

続いて、令和 9 年 4 月に入学する大学院生（修士課程、博士前期課程、専門職学位課程）に適用を拡大します。現在の在学生（学部生（学環生）、大学院生）の授業料は卒業まで値上げしません。

また、本学には、編入学制度があることから、これら編入学する者に対しては、通常の入学者の学年進行に合わせて適用します。

問 13 なぜ、大学院博士前期課程（修士課程）の適用開始時期を、学部学生より 1 年遅らせるのでしょうか。

（答）

令和 8 年度に大学院に進学する者は、今回の授業料改定を知る前に合格発表が行われています。そのため、授業料改定を理由に、他大学の大学院に進路変更することが困難であることから、適用を 1 年遅らせて、令和 9 年 4 月に入学する者から適用することとしました。

（問 13 に関連して）総合型選抜の受験者も状況は同様ではないでしょうか。

（答）

大学院博士前期課程の適用を令和 9 年 4 月以降と、適用時期を区別している理由は、改定内容の公表・決定時点で、すでに当該年度の合格発表が済んでいたことによります。

本学としては、「令和 8 年度総合型選抜学生募集要項」において、授業料改定時の取扱いについては募集要項公表後、授業料改定が決定された場合の取り扱いについて注釈を付しておりましたが、引き続きホームページや入試関連情報ページを通じて、速やかに情報をお伝えするよう努めてまいります。

問 14 編入学者に対して、通常の入学者と同学年で授業料額が異なることを避けるため、学年進行で適用するとのことですが、この対応の具体的な理由を教えてください。

(答)

同学年で 1 年次からの入学した者と編入学者で授業料額が異なることを避けるため、学年進行で適用することとしたものです。

問 15 留学生の授業料も改定するのですか。

(答)

本学では、日本人学生、外国人留学生の別で授業料を分けていないため、外国人留学生も日本人学生と同様の改定となります。

問 16 博士後期課程の授業料は改定しない理由は何ですか。教育コストが学部生より高額であるにもかかわらず、学部生や修士課程の学生がその教育経費を負担することにならないでしょうか。

(答)

国の政策動向（博士人材活躍プラン等）を踏まえるとともに、博士後期課程の教育研究活動は、新しい産業の創出や既存産業の課題解決に資するものであることから、博士人材の育成が日本の将来、そして地域社会の発展に貢献する等、総合的に判断し、今般の授業料改定を見送ることとしました。

問 17 授業料改定の決定にあたり、「ご意見受付フォーム」や説明会で寄せられた学生の意見は、どの程度反映されたのでしょうか。また、改定後、増収分の使途や教育環境の整備に関して、学生の要望が継続的に反映される仕組みをどのように構築する予定ですか。

(答)

令和 7 年 9 月 25 日に「ご意見受付フォーム」を設け、期限である 10 月 27 日までに 182 件のご意見をいただきました。また、10 月 8 日に学生説明会を開催し、意見交換を行いました。

また、これまでの学生アンケートの結果として、ネットワーク（Wi-Fi）の改善を求める声が過半数、教室の整備を求める声が約 3 分の 1 の学生から寄せられており、これらの要望については、速やかに整備を行いたいと考えています。

今後の整備にあたっては、学生の声に耳を傾け、要望を尊重するとともに、今後、整備内容とともに整備に要した金額等についても、適時適切に本学ホームページ等を通じて情報公開を進めることで、透明性を確保し、学生の信頼を得られるよう努めてまいります。

問 18 新入生からのみ値上げし、在學生は据え置くことで「教育環境の改善の利益は在學生・新入生が共に受けるが、その費用は新入生だけが負担する」という不公平が生じるのではないですか。この問題について大学の考えを求めます。

(答)

在學生及びその保護者（学資負担者）におかれましては、入学時に提示された授業料（条件）に基づいて 4 年間の大学生活の計画を立てていると考えております。

その途中で授業料を値上げすることは、経済的負担を予期せぬ形で増大させることにもなりかねないことから、在学生在が卒業するまでの間は入学時に示した授業料に据え置くことが妥当と考えております。

令和8年4月以降に入学される方におかれましては、入学前から予め授業料改定を提示しており、それを承知した上で入学を決断されることとなるため、本学としては、受益者負担に基づき、新入生がより良い教育環境で学生生活を送れるよう、サポートしてまいります。

(問 18 に関連して) 旧授業料が適用される在學生と、新授業料が適用される新入生の不公平感があるのではないのでしょうか。

(答)

これまで本学に蓄積されてきた財政的基盤や知識基盤の上に、現在の教育研究活動が成り立っていることに鑑みれば、入学年度で授業料に差があることが直ちに不公平感につながるとは考えておりません。

今回、お支払いいただく貴重な授業料が、在学期間中のより高いレベルの教育研究環境の提供に反映されることが重要と考えており、すべての学生が学びの質の向上を実感できるよう注力していくことが、大学の責務であると考えております

問 19 これまでに授業料納付が困難で退学した学生数は把握していますか。

(答)

令和4～6年度の3年平均で、授業料の支払いが困難(経済的理由)であることを理由に年間6名弱の方が退学を余儀なくされたと承知しております。

※3年間の平均退学者数は167名のため、全体の3.4%程度が経済的理由となります。

問 20 受験料・入学料の値上げは行うのでしょうか。

(答)

受験料に関しては、入学者選抜に関する手数料としての性格であることから授業料とは連動せず、値上げを行う予定はありません。

また、入学料に関しては、本学に入学し得る地位を得ることの対価及び入学手続きに係る費用としての性格であることから授業料とは連動せず、入学料の値上げを行う予定はありません。

問 21 授業料の改定額を、「国立大学等の授業料その他の費用に関する省令」(費用省令)で定める最大の増額幅(20%)とした理由を教えてください。

(答)

必要経費に関する学内での検討を重ね、教育環境の整備に必要な財源の不足額を精査した結果、「国立大学等の授業料その他の費用に関する省令」で定める標準額の120%となりました。

問 22 授業料改定によって、アルバイトを増やさざるを得ない学生や修学支援新制度の対象外となる中所得層の家庭の負担が増えることに対し、大学独自の具体的な支援策をどのように充実させるのでしょうか。

(答)

授業料改定によって志のある学生が経済的状況により、本学で学ぶ機会を逸する

ことがないよう、経済的支援にも取り組みます。

具体的には、現行の授業料減免と同様に、改定後の授業料も、その減免割合に応じて減免を実施します。つまり、全額免除の対象者は、改定後の金額も含めて全額が免除されことになります。（独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）による学費免除は、文部科学省の定める授業料標準額（現行の授業料）についてであるため、今回の学費改定により生じる差額分は大学が負担します。）

また、従来の授業料納付・減免申請の手続きに基づき減免を適用するため、申請手続きの重複や申請漏れが生じないように、申請手続きに係る負担軽減にも努めます。

このほか、大学基金を活用した経済的支援の充実にも引き続き努めてまいります。

Ⅲ. 授業料改定分の使途

問 23 授業料改定で得られた増収分について、何に、どの程度の金額（具体的な数値計画）内訳と成果の「見える化」をどのように実現し、透明性を確保するのでしょうか。

（答）

授業料改定分は、在学期間中のより高いレベルの教育研究環境の提供に反映することをお約束します。

使途の重点項目は、これまで行った学生アンケートの結果や、学生説明会、ご意見受付フォームを通じて寄せられた要望等を吟味し、優先順位を付けて決定することとしています。今回学生からの要望が多かったネットワーク（Wi-Fi）環境の改善や空調関係の改善要望は、従来も多く寄せられていました。

今後、授業料改定分で進める教育研究環境の整備について、整備内容とともに整備に要した金額等についても、適時適切に本学ホームページ等を通じて情報公開を進めてまいります。

問 24 学生から改善要望（Wi-Fi 環境、暑すぎる/寒い図書館や教室の空調・温度管理および老朽化した設備（カビ、機器トラブルなど））の改善に具体的にどのように対応するのでしょうか。

（答）

まずは、吉田、常盤、小串の 3 地区のネットワーク（Wi-Fi）環境の計画的な整備、学生の健康観察等を担う健康科学センター等の充実及び学修環境の改善（図書館の充実、空調機器の計画的な更新等）を考えています。

これらについては、学生アンケート等において、改善要望が多数寄せられており、これまでも本学として課題と認識しつつも、財源を確保できず、やむを得ず改善が遅れていました。

授業料改定分で進める教育研究環境の整備については、整備内容とともに整備に要した金額等についても、適時適切に本学ホームページ等を通じて、学生を含む学内構成員、さらには社会に対して情報公開を進めてまいります。

問 25 山口大学は 3 キャンパスに分かれていますが、授業料改定による恩恵は、全ての学生が等しく受けられるのでしょうか。例えば、学生がほぼ使わない大会館などの施設に授業料が使われる懸念や、学部間の環境整備の不公平感が生じないように配慮されますか。

（答）

教育環境の充実は 3 キャンパス共通の課題です。そのため、3 キャンパスが等しく

教育環境を改善できることを念頭に検討を進めており、キャンパス間で改善度合いに濃淡は生じないように配慮してまいります。

なお、本学特有の教育体制として、初年次の共通教育を吉田キャンパスで一元的に実施していることもあり、常盤地区（工学部）、小串地区（医学部）の学生にとっても、吉田キャンパスの環境改善を行うことが等しく改善を実感できるものと考えています。

問 26 資産運用に回す財源や経済的支援に用いる財源があるのであれば、授業料を値上げする必要はないのではないのでしょうか。

（答）

運用に回す財源は、学内で留保している寄付金や預り金の類であり、その財源そのものを大学の運営や授業料減免に充当できるものではありません。

また、授業料改定に伴い経済的支援を行う場合、値上げ相当分をもって、経済的支援に充当することは適切ではないと考えております（例：Aさんの授業料でBさんの授業料減免を行うことは適切ではない。）。経済的支援の財源としては、山口大学基金の活用を考えています。

問 27 講義室の老朽化や基本的なインフラの老朽化は深刻ですが、今回の授業料の増収分だけで、これらの大規模改修や老朽化対策を賄えるのでしょうか。

（答）

国立大学の施設整備に当たっては、国からの運営費交付金とは別に、「国立大学法人等施設整備費補助金」として国から予算措置される仕組みとされているものの、全国の国立大学すべてが同様の問題を抱えており、厳しい国の財政事情のため、本学のみへの早期かつ、十分な配分は期待できない状況にあります。

今回の授業料改定分の使途は、ネットワーク（Wi-Fi）環境の整備や空調設備の更新等を優先することとしており、キャンパス全体の老朽化対策に必要な財源の確保には至っておりません。引き続き、国への働きかけ等を行い、必要な財源の確保に努めてまいります。

問 28 学生一人当たりの収入内訳と山口大学が支出している学生1人当たりの教育経費の内訳はどのようになっていますか。

（答）

公表している本学の財務レポートでは、令和5年度（2023年度）の学生1人当たりの教育経費は、約93.3万円となっております（山口大学レポート2025）。

学部学生の年間授業料が535,800円であるため、約40万円を国からの運営費交付



金や寄附金、補助金等で賄っていることになります。

IV. 財政関係

問 29 今回の改定で大学の財政状況はどの程度改善される見込みですか。

(答)

入学定員ベースで試算した場合、初年度に約 2.2 億円、2 年目は約 4.9 億円、3 年目は 7.6 億円となり、完成年度は約 9.8 億円を見込んでいます。

また、授業料減免対象者への経済的支援（減免措置）も合わせて実施することで、その所要額を各年度授業料納付額から差し引くため、完成年度には約 2 億円が差し引かれ、約 7.8 億円の財源を確保することを見込んでいます。

この財源を用いて、学生の教育環境を改善するための施策を実施したいと考えています。

問 30 授業料の値上げ分が、附属病院の赤字補填に使われるのではないかと懸念がありますが、事実関係を説明してください。

(答)

今回の授業料改定による増額分については、全額、学生の教育環境の充実に用います。そのため、附属病院の赤字補填に使われることはありません。

問 31 附属病院の収入が大学全体の収益の約 5 割を占めていますが、授業料値上げの前に、その収入を学生の教育研究環境の整備に充てる等の方法は検討されましたか。

(答)

令和 5 年度（2023 年度）における大学の収益全体に占める学生納付金（授業料）の割合は 11%であるのに対し、運営費交付金が 23%、そして附属病院の診療収入が約 5 割を占めています。

病院経営自体も近年、物価高騰や人件費の高騰の影響を受けており、これに加えて、附属病院の再開発事業に伴う借入金の返済負担も重なり、令和 2 年度は大学から病院に対して 2 億円の経営支援を実施する状況にあります。したがって附属病院収入を学生の教育研究環境の整備に充てる余裕はありません。

現在、附属病院を含む大学全体の経営改善への取り組みも実施しています。その一方で、今回の授業料改定の増額分は、全額、学生の教育環境の充実に用いますので、附属病院の赤字補填に使われることはありません。

問 32 授業料改定に至るまでに、大学は具体的にどのような内部の非効率な構造や無駄のカット（支出抑制策）を徹底的に実施していたのでしょうか。

(答)

本学では、これまでも学内予算の削減等を行い、支出抑制に取り組んでまいりました。具体的には、令和 7 年度当初予算では、人件費の増加や物価上昇に対応するため、大学の「戦略的予算」（学長裁量経費等）や「部局配分予算」も大幅に削減しています。これらの削減幅は対前年度比で 11.5%（3.1 億円）にも及びます。

しかしながら、それ以上に物価高騰の勢いがすさまじく、これに加えて、地域に求められる国立大学の役割・機能も拡大する中で、その活動ための費用もかさんでいることから、これ以上の支出抑制は、教育研究環境の維持が困難になるほど危険

な水準に陥りつつあると認識しております。

問 33 運営費交付金の一部が「ミッション実現加速化係数」として競争的資金化されていることについて、大学はどのような見解を持っていますか。

(答)

国立大学の裁量で利用できる基幹経費が実質的に減少している点については懸念を抱いています。

第4期中期目標期間（令和4年度～令和9年度）における国の財政措置の仕組みとして、山口大学の場合、運営費交付金（約110億円）のうち、使途の制限のない基幹経費（約80億円）から毎年1.2%（約1億円）ずつ「ミッション実現加速化係数」として一旦減額されます。この影響により、使途の制限のない基幹経費が機械的に減少します。これは、本学の教育研究環境の維持・向上に対する大きな重荷となっています。

授業料改定は学生の不利益を防ぐための不可避かつ責任ある決断であり、今後も国に対し、高等教育への公的投資の拡充を強く要求していく責任を負っていると考えています。

問 34 なぜ値上げを段階的（小刻み）に行うのではなく、一度に標準額の上限である20%を引き上げるといった判断をしたのでしょうか。

(答)

段階的な改定も方法として考えられましたが、教育研究環境の維持・向上に重大な支障を来しかねないという切迫した現状認識を踏まえ、今回は一度に標準額の上限である20%の値上げを実施する判断をいたしました。

これは、既に授業料を改定している千葉大学、東京大学など7つの大学や、最近値上げを発表した埼玉大学、名古屋工業大学が、概ね20%での改定を行っていることも同様の取扱いとなります。

教育研究環境の喫緊の課題解決のためには、確実に安定的な財源確保が不可欠であると考えています。

V. その他

問 35 地方総合大学である山口大学が単独で値上げに踏み切ることで、志願者の減少や優秀な学生の流出のリスクがあるのではないですか。その見込みや分析をどのように行っているのでしょうか。

(答)

本学のアドミッションセンターでは、毎年度の入学者を対象に山口大学の受験理由等の調査を実施しております。

令和6年度の調査によれば、本学を受験した理由のうち、「入学金・授業料が安いから」という理由は、全体の9.8%でした（受験理由として24項目を設定し、複数回答可）。また、過去5年間でも、概ね10%程度が同理由によるところと承知しております。

志願者減少のリスクについては、本学も懸念しているところですが、今回の授業料改定で得られる増収分は、教育研究環境の整備を通じて徹底的に学生に還元します。授業料改定分で教育研究環境を改善することで、大学の魅力も高めることができると考えています。

このような取組に加えて、これまでと同等程度の経済的支援を実施することを広

く周知する等して、志願者の確保に努めます。

問 36 第4期中期目標、中期計画では、授業料改定を見込んでおらず、中期目標・中期計画に掲げる取組の実施に当たっては、財源をどう考えていたのですか。

(答)

中期目標・中期計画の策定時と現在では、社会情勢や本学の財政状況等、大きく異なっていることから、学内での各種会議での検討や部局等との意見交換など、議論を重ね、授業料改定を決断したことをご理解いただきたいと思います。

問 37 学部や学科によって教育コストが異なるにもかかわらず、なぜ全学部一律の授業料設定としたのですか。

(答)

全学部一律の授業料設定とした理由については、学部別で大きな差を設けると、経済的な理由で学費が高額な分野への進学を断念せざるを得ない学生が生じる懸念が一番考えられます。

このほか、今回の授業料改定額の主な使途は、ネットワーク(Wi-Fi)環境の整備、図書館の充実、老朽化した空調設備の更新などを最優先としており、これらは全てのキャンパス、全ての学生がその恩恵を受けられる基盤的なインフラ設備です。従って、特定の学部のみが便益を享受するものではないことから、学部別に授業料を設定すると学生間の公平性に懸念が生じるものと考えています。

問 38 授業料改定に当たって、文部科学大臣(文部科学省)の認可を得ているのでしょうか。

(答)

国立大学の授業料は、文部科学省令の「国立大学等の授業料その他の費用に関する省令」において、同省令で規定する授業料年額を標準として、各国立大学法人が定めることとされています。

特段の事情があるときは、標準額に百分の百二十を乗じて得た額を超えない範囲において定めることが出来ることも規定されており、この範囲であれば国立大学の判断で授業料の改定が可能となっています。

今回の改定は、授業料標準額の百分の百二十の範囲であるため、大学の判断で改定可能なことから、文部科学省の承認を要するものではありませんが、改定の理由や改定額などは事前に共有しています。

問 39 他の国立大学も授業料を値上げしている事例があれば、値上げのタイミングや改定率を教えてください。

(答)

これまで授業料改定をした大学は、7大学(東京科学大学、東京芸術大学、一橋大学、東京農工大学、千葉大学、東京大学、政策研究大学院大学)と承知しております。

※東京科学大学は前身である、東京工業大学と東京医科歯科大学が、いずれも値上げを実施しています。

このほか、埼玉大学、名古屋工業大学及び電気通信大学と、国立ではありません

が奈良県立医科大学が令和8年4月からの改定を発表していることは承知しております。（令和7年11月13日現在）

問 40 授業料値上げは、国立大学は経済状況に関わらず学べる場であるべきという原則や、修学支援新制度の趣旨に逆行するのではないですか。

（答）

今回の授業料値上げによって、高等教育へのアクセスの確保が損なわれないよう値上げ相当分に対する授業料減免や給付型奨学金の拡充を実施することとしております。

修学支援新制度の趣旨を勘案しつつ、授業料改定による影響は最小限にとどめたいと考えており、更なる学生負担の軽減に努めてまいります。

問 41 授業料標準額を上回る授業料を設定する大学としては、首都圏以外の総合大学では山口大学が初となりますが、今後全国の国立大学への影響をどのように認識していますか。

（答）

国立大学の授業料は、文部科学省令の「国立大学等の授業料その他の費用に関する省令」において、同省令で規定する授業料年額を標準として、各国立大学法人が定めることとされています。

他大学の検討状況について、つぶさに承知しておりませんので、コメントは差し控えたいと思います。

問 42 今後、財政状況の変化（例えば文科省からの運営費交付金の増額等）があった場合、今回改定した授業料を値下げする（標準額に戻す等）可能性は考えられますか。

（答）

財政状況の変化によって、毎年度、授業料改訂を行うことは、受験生の心理的負担を煽ることにつながることから、控えるべきと考えております。現状では予想しづらいことですが、運営費交付金が大幅に増額されれば、可能性としては授業料の値下げもありうると思います。

本学としましては、今回の授業料改定の内容とあわせて、経済的支援の方策についてもお示しする等、安心して本学に進学していただけるよう、支援策の拡充についても検討してまいります。

問 43 首都圏以外の総合大学で初となる授業料標準額超過を設定する前に、学長をはじめとする執行部に身を切る覚悟（給与カットなど）や、職員の給与を見直すなど、内部の非効率な構造を改善すべきではないでしょうか。

（答）

本学では、授業料改定以前から教職員の協力のもと、収入増および支出抑制に取り組んできました。さらに、令和7年度の予算では、学長裁量経費を含む「戦略的予算」や「部局配分予算」を大幅に削減する「緊縮財政」を実施している状況です。

無駄を廃し、非効率な点の見直しは継続的に実施しますが、削減や縮小ばかりではなく、必要なことはしっかりとやるべきと考えています。